

令和5年5月8日現在

新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
就労支援, 住居確保給付金等	離職や収入の減少等により生活が困窮する場合, 相談に応じます。	生活支援課内 「福祉の窓口」 (0823)25-3571	8:30~ 17:15 (平日)	①就労支援 離職, 失業した方に対して再就職等の支援を行います。 ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り, 家賃が払えずに住居を失うおそれのある方に対して, 家賃を有期で給付し, 再就職等を支援します。
国の支援策や資金繰りに関すること	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経済産業局 中小企業課 【中小企業金融相談窓口】 0570-783-183 【中国経済産業局 事業者相談窓口】 082-224-5661	【中小企業金融相談窓口】 9:00~17:00 (平日) 【事業者相談窓口】 8:30~17:00 (平日)	
中小企業融資制度 (景気対策特別資金)	業況悪化している中小企業者等に対し, 運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内 (据置期間1年以内) ・利率 1.0%以下	商工振興課 (0823)25-3814 【申込先】 取扱金融機関	8:30~ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
セーフティネット保証4号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため, 信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が, 前年等同月比20%以上減少, かつ, その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合: 100%
セーフティネット保証5号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため, 信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が, 前年等同月比5%以上減少していることが条件です。 保証割合: 80%
国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などにおける各保険料の減免は, 令和4年度分までで終了します。なお, 令和5年4月以降も, 令和4年度分の保険料は減免対象となるため, 引き続き申請を受け付けます。 ※詳しくは, 各担当課へ問い合わせてください。 ※減免に該当しない場合も, 納付が難しい場合は相談してください。	保険年金課 (0823)25-3153	8:30~ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療保険料の減免		保険年金課 (0823)25-3156		
介護保険料の減免		介護保険課 (0823)25-3176		

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
国民健康保険傷病 手当金の支給	給与等の支払を受けている被保険者が、 新型コロナウイルス感染症に感染するな どし、療養のため労務に服することがで きなくなり、事業主から十分な報酬が受 けられない場合に傷病手当金を支給しま す。	保険年金課 (0823)25-3154	8:30～ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療傷 病手当金の支給	※適用期間 令和2年1月1日から令和5年 5月7日まで ※申請期間 労務に服することができな い日の翌日から2年間 ※詳しくは、問い合わせてください。	保険年金課 (0823)25-3156	8:30～ 17:15 (平日)	
国民年金保険料の 納付に関する相談	国民年金保険料の納付が困難な場合、納 付に関する相談に応じます。	保険年金課 (0823)25-3157	8:30～ 17:15 (平日)	年金事務所でも相談・申請できます。
徴収猶予の特例制 度	新型コロナウイルス感染症の影響によ り、令和2年2月以降の収入に相当の減 少(※)があり、納税が困難である場合、 無担保かつ延滞金なしで、1年間を限度 に、徴収を猶予します。	収納課 (0823)25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	(※)収入が前年同期に比べておおむね20% 以上の減少
個人市・県民税の 減免	前年の合計所得金額が500万円以下で、 失業・廃業・休業等により、本年の収入 見込額が前年の課税収入金額の2分の1 以下に減少し、納税が困難である場合、 所得割額を減額又は免除します。	市民税課 (0823)25-3193	8:30～ 17:15 (平日)	
上下水道料金の支 払い猶予・分割納 付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支 払い猶予や分割納付の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター [平日] (0823)26-1622 [休日] (0823)26-1600	平日・休日と もに、8:30～ 17:15	
社会福祉施設等 に対する融資(独立 行政法人福祉医療 機構)	新型コロナウイルス感染症により事業の 継続に支障が生じた社会福祉施設等に対 する融資をします。	独立行政法人福 祉医療機構 福祉貸付専用窓 口 0120-343-862 03-3438-0403	9:00～ 17:00 (平日)	
呉市発注の工事及 び業務の一時中止 等に関する相談	工事従事者または業務従事者に感染が確 認された場合や、感染拡大防止のため、 工事または業務の一時中止や工期延長の 意向がある場合の対応についての相談窓 口です。	技術監理室 (0823)25-3412	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉 市発注工事及び業務における新型コロナウ イルス感染症の感染拡大防止に向けた取り 組みについて」をご覧ください。
中小企業等 事業再 構築促進事業	新分野展開、業態転換、事業・業種転 換、事業再編又はこれらの取組を通じた 規模の拡大等、思い切った事業再構築に 挑戦する中小企業等を支援します。 限度額(補助率)1.5億円(1/3～)	事業再構築補助 金コールセン ター 0570-012-088		
中小企業等 事業再 構築促進事業の上 乗せ補助	前項の第9回公募分までの補助金の採択 者に対し、上乗せの補助を行います。 限度額(補助率)300万円(事業者負担 額の1/10) ※大規模事業所(従業員概ね300人以 上)の再編等に伴い影響を受ける事業者 には、取引割合に応じて、更に加算があ ります(限度額 300万円)	商工振興課 (0823)25-3308	8:30～ 17:15 (平日)	

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
呉商工会議所	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談を行う経営相談窓口を設置しています。	中小企業相談部 (0823)21-0151	8:45～ 17:15 (平日)	
呉広域商工会	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談を行う経営相談窓口を設置しています。	本所 経営支援課 (0823)70-5660 音戸支所 (0823)52-2281 倉橋支所 (0823)53-0030 川尻支所 (0823)87-2139 安浦支所 (0823)84-5800 下蒲刈支所 (0823)66-1055 蒲刈支所 (0823)66-1055 豊浜支所 (0823)66-1055 豊支所 (0823)66-2020	8:30～ 17:15 (平日)	最寄りの支所へ ご連絡ください。

作成：呉市 福祉保健部 福祉保健課 TEL(0823)25-3265 FAX(0823)24-4863